

看護師以外の医療関係職種が関係する行為にかかる整理

<これまでの議論におけるWG委員のご意見>

- 各医療関係職種の業務については、それぞれ行為等を切り分けるのではなく、相互に乗り入れをしながら実施することで現場ではうまく行われている。
- 看護師以外の医療関係職種が実施できる診療の補助行為について、看護師は実施できるかもしれないが、これらの医療関係職種は専門的内容に特化した教育を受けており、そうした職種が実施すべきなのではないか。

<論点>

- 看護師以外の医療関係職種の業務のうち「診療の補助」に含まれる行為は、法律上看護師が実施することができるが、各行為については実際の医療現場の状況や場面によって、看護師以外の医療関係職種が行い、必ずしも看護師が行うことにはならないのではないか。